

第 3 号 議 案

平成26年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度京都府母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 397,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

平成26年2月7日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		30,825 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	30,825
2 繰 越 金		9,566
	1 繰 越 金	9,566

款	項	金額
3 諸 収 入		295,466 ^{千円}
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	295,455
	3 雑 入	1
4 府 債		61,649
	1 府 債	61,649
歳 入 合 計		397,506

歳 出

款	項	金額
1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費		397,506 ^{千円}
	1 母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	397,506
歳 出 合 計		397,506

第2表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子及び寡婦福祉資金貸付事業費	61,649 ^{千円}	証書借入又は証券発行	無利子 [%]	制度廃止の際償還する。必要に応じて繰上償還することができる。